



埼玉県報

第 566 号
令和 6 年(2024 年)
11 月 12 日
火曜日

目次

規則

- 建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行細則の一部を改正する規則（水環境課）

告示

- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 越谷都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 東松山都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 東松山都市計画土地地区画整理事業の都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 東松山都市計画土地地区画整理促進区域の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 運転免許証作成システム改修業務委託に関する契約の相手方等の公示（会計課）
- 高齢者講習等予約一元化システム改修業務委託に関する落札者等の公示（会計課）
- 一般国道 122 号の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定（熊谷建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）

正誤

- 埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第 2 号中訂正（さいたま県土整備事務所）

規則

建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十二号

建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行細則（平成十二年埼玉県規則第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印欄は、記入しないこと。

様式第二号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印欄は、記入しないこと。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の備考3を削る。

様式第四号を次のように改める。

様式第4号（第1条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

様式第五号中「㊦」を「㊧」に改め、「㊨」を削り、同様式の備考4を削る。

様式第六号中「㊩」を「㊪」に改め、「㊫」を削り、同様式の備考を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告示

埼玉県告示第千二百三十二号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

三 作業地域

利根川上流管内

四 作業期間

令和六年八月九日から令和七年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千二百三十三号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

利根川上流河川事務所管内

四 作業期間

令和六年十月八日から令和七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

越谷都市計画道路三・四・八号八潮越谷線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

越谷市西方二丁目の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、越谷市都市整備部

都市計画課

四 縦覧期間

令和六年十一月十二日から令和六年十一月二十六日まで

告示

埼玉県告示第千二百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

東松山都市計画道路三・三・二号東松山嵐山線、三・三・十八号東松山川越線

二 都市計画を変更する土地の区域

（三・三・二号東松山嵐山線）

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

東松山市大字新郷、大字上唐子字下北原、大字上野本字新田及び大字下野本字上原、並びに滑川町大字月輪字大西堀、字大堀、字大堀前及び字大久保の各一部

（三・三・十八号東松山川越線）

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

東松山市大字下野本字下原、大字古凍字町浦、字宿東、字稲ヶ畑、字下道添、字反り町、字六反田、字中之町、字麦宇田、字豊前町、字寺の前、字鳥井田及び字竹町の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、東松山市都市計画課、嵐山町まちづくり整備課、滑川町建設課

四 縦覧期間

令和六年十一月十二日から令和六年十一月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第千二百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により東松山市から東松山都市計画土地画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和六年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により東松山市から東松山都市計画土地区画整理促進区域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和六年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百三十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
運転免許証作成システム改修業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年9月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号
- 5 契約金額
204,315,940円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第千二百三十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

高齢者講習等予約一元化システム改修業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年9月13日

4 落札者の氏名及び住所

日興通信株式会社 東京都世田谷区桜丘1丁目2番22号

5 落札金額

50,380,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年7月26日

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十一月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村 正則

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十二号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
九番五地先まで	羽生市大字上新郷字西福寺七〇 六八番一地先から	区 間
九一・四〇〇 一三六・〇〇	九一・四〇〇 一四二・六〇	敷地の幅員 (メートル)
五五・四〇		延 長 (メートル)
		備 考 国の首都圏氾濫区域堤防強化対策工事による。

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により
認定したので、次のとおり公告する。

令和六年十一月十二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 高 頭 秀 和

第二号	認定番号
令和六年十一月十二日	認定年月日
埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字向田三百六十八番一外百六十八筆	対象区域
埼玉県熊谷建築安全センター内	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和六年十一月十二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 高 頭 秀 和

第五号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和六年十一月 六日	指定の年月日
四 埼玉県児玉郡美里町大字阿那志字山谷戸千九番	指定に係る道路の位置
四十五・〇一	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

正 誤

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号（令和六年九月二十日第五百五十一号）中訂正

ページ 表中

二 区間

誤

川口市本町三丁目六三番一六地先から同市本町三丁目二三番一号先まで

正

川口市本町三丁目六三番一六地先から同市本町三丁目二三番一地先まで